

感染症等に係る登園に関する意見書

(治癒証明／陰性証明・経過観察診断書)

在籍園：社会福祉法人 恵裕会 ひかりのみねこども園

氏 名： (男・女)

生年月日： 年 月 日

- ☐ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 ☐ 「 」 【治癒】

第2種感染症	☐	インフルエンザ（A型・B型）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し かつ、解熱した後3日を経過するまで			
	☐	新型コロナウイルス感染症 （COVID-19）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで			
	☐	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫瘍が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好			
	☐	百日咳	特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了			
	☐	麻疹	解熱後3日経過	☐	風しん	発疹消失
	☐	水痘	すべての発疹の痂皮化	☐	咽頭結膜熱	主要症状消褪後2日経過
	☐	結核	感染のおそれなし	☐	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなし

第3種感染症 [感染のおそれなし]	☐	流行性角結膜炎	☐	急性出血性結膜炎
	☐	腸管出血性大腸菌感染症* コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス		

*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である

◆第3種その他の感染症 【①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの】

☐	① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 （溶連菌感染症）
☐	② アデノウイルス感染症
☐	③ 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの）
☐	④ 急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染、ヒトメタニューモウイルス感染によると考えられるもの）
☐	【その他、個人の療養効果を重視した感染症】 ○マイコプラズマ感染症／異型肺炎 ○単純ヘルペス歯肉口内炎 ○带状疱疹 ○ヘルパンギーナ ○クループ ○他（ ）

- ☐ いまだ病名の確定には至ってませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、
現時点での登園は不適切であると判断します

- ☐ 血液・粘液を含む便 ☐ この24時間以内に複数回の嘔吐 ☐ 原因不明の発疹
☐ よだれを伴う口内痛・口内炎 ☐ 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
☐ がんこな咳漱 ☐ 唾液腺の腫大

- ☐ その他の意見： ()

年 月 日

医療機関名：

診察医師（診察した医師に限る）：